

# 電気通信大学コヒーレント光量子科学研究機構規程

平成28年 3月23日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3第3項の規定に基づき、電気通信大学コヒーレント光量子科学研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、光科学および物理学分野の研究力を強化し、海外トップレベルの教育研究機関とのグローバルな教育研究体制の構築に重点をおき、真に頂点を目指した科学技術研究を展開するとともに、世界の頭脳循環における確固たる一角をなすことを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 国際共同研究の推進
- (2) 高精度・高安定化レーザー光の学内外への配信
- (3) オープンイノベーションに必要な研究シーズの供給及び人材育成
- (4) 若手研究者の研究支援
- (5) その他機構の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 機構は、次の各号に掲げる組織から構成する。

- (1) レーザー新世代研究センター
- (2) 量子科学研究センター

(機構長)

第5条 機構に機構長を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置き、第4条各号の長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。

(その他の構成員)

第7条 機構に、前2条に規定するもののほか機構の業務に必要な次の職員を置くことができる。

- (1) 教育研究職員
- (2) 特任教員
- (3) 客員教員
- (4) 兼務教員

(5) その他機構長が必要と認めた職員

(機構会議)

第8条 機構に、機構の運営に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学コヒーレント光量子科学研究機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 機構、レーザー新世代研究センター及び量子科学研究センター専任の教授

(4) 機構長が指名した者 若干名

3 前項第4号に定める者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

5 議長は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 機構会議の運営等に関し必要な事項は、機構会議が別に定める。

(事務)

第9条 機構に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。